



札幌市告示第 2675 号

平成 31 年度不法投棄家電品運搬等業務に係る調達を一般競争入札に付すの
で、下記のとおり告示する。

令和元年 5 月 24 日

札幌市長 秋 元 克 店



1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市環境局環境事業部総務課庶務係
電話(011)211-2906

2 入札に付する事項

(1) 調達する役務名

平成 31 年度不法投棄家電品運搬等業務

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期間 契約締結の日から令和 2 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所 仕様書による。

(5) 入札方法 車両 1 日 1 台あたりの単価で行う。なお、落札決定に当たっては、
入札書に記載された金額に当該金額の 8 % に相当する額を加算した金額（当該
金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとす
る。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者である
か免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 100 / 108 に相
当する金額を入札書に記載すること。

3 競争参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 30 ~ 32 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、
取扱業種が大分類「一般サービス業」、中分類「廃棄物処理業」に該当する者
であること。

(3) 次のア～カのいずれかに該当する者。

ア 特定家庭用機器再商品化法第 5 条に定める小売業者（ただし、「札幌市家
電回収協力店」以外の小売業者については、特定家庭用機器廃棄物を指定取
引場所まで運搬した実績を有する者。）

イ 同法第 23 条第 1 項の認定を受けた製造業者等

ウ 同法第 32 条第 1 項の認定を受けた再商品化等業務を行う者（指定法人）

エ イの製造業者の委託を受けて特定家庭用機器廃棄物の運搬を業として行う
者

オ 指定法人の委託を受けて特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬を業と
して行う者

カ 札幌市内で同法の特定家庭用機器廃棄物を運搬できる産業廃棄物収集運搬
業の許可を有する者（特定家庭用機器廃棄物を指定取引場所まで運搬した実
績を有する者に限る。）

(4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に
による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除
く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

4 入札参加条件

- (1) この競争入札に参加を希望するものは、入札説明書に示す書類(上記3(3)に掲げる競争参加資格を有することを証明する書類)を、下記の受領期限までに提出すること。なお、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) 提出場所
上記1に同じ。
- (3) 資格書類受領期限
令和元年5月30日(木)15時00分(送付の場合は必着のこと。)

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記1に同じ。
- (2) 入札説明書について
環境局ホームページにて公開する。また希望するものには、上記1の場所にて交付する。
- (3) 入札書受領期限
令和元年6月3日(月)10時00分(送付の場合は必着のこと。)
- (4) 開札の日時及び場所
令和元年6月3日(月)13時05分
札幌市役所本庁舎12階 環境局会議室

6 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要。ただし、札幌市契約規則第25条各号のいずれかに該当する場合は、免除することがある。
- (3) 入札者に要求される事項 この一般競争に参加を希望するものは、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならない。
- (4) 入札の無効 本告示に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 詳細は入札説明書による。